15.7.28
383

日本樂器爭議經過報告

七月一日より最近までの情報

大正十五年七月二十六日

日本主義の破綻
天野辰夫の醜體暴露!!

七月の初旬機會を得て評議會、野田中央委員長と、天野辰夫とが會見した。辰夫君曰く『爭議解決に就て具體的に話を進めたい』と、爭議解決は吾々の當初より望む處、吾々も同感だが然してどんな條件で解決しようとするのか、と訊せば、彼は『評議會を認めぬ』とか、ヤレ『惡口を言つた』とか、サンぐ余計なことを言つた末に漸く示したのは

▼爭議中の日給など考へてゐない

▼解雇者を出さねば會社が立ち行かぬ、然し解雇に當つては相當のことをする會社に案がある

▼復歸者には前借をさす心算。　▼爭議費用は出すことは出來ぬ

と云ふような條件であつた。ソコデ然らば會社の解雇者に對する案とは一體どんなものだ示して貰い度いと突き込めば彼れ曰く『解らん』と實に空々莫々たるもので、話の進めやうもないものであつた。それでコノ、野田、天野辰夫両君の會見は何等纏まつた相談もなく立ち消へとなつて了つた。

大橋京之助氏と辰夫との會見交渉
兩者が打ち合せたと云ふ覺書の内容

確か七月の八日頃であつた、東京の大橋京之助から『天野辰夫と舊知の間柄だが、解決のために盡力したい』と辰夫と再三會見した結果、七月十日夜半大橋氏より左の如き案を示された。

▼爭議中の日給は出せぬが米塩に困つて居る者もあろうから、一名に付金百圓まで貸與する其の方法は別に議す。(註)勿論貸すとは言ふがソレは貸し與へるのだ。

▼目下の收容人員は五百名しかない(それ以外は解雇となる譯だが)解雇者には一名につき金百圓ヅヽデ宛出す。

而して曰くこれは辰夫と大橋氏と相談の上で定められた覺書であつた。之によつて、會社は辰夫に委し、爭議團は大橋氏に委すことにして解決仕樣でないか若し萬一この案を履行しない場合は『辰夫、大橋』が如何なる糺彈を受けてもよい。とさえ云はれた。

我々はこの覺書案に對して如何なる態度を取つたか?

是處で考へねばならぬことは實は大橋氏の奔走よりも數日前より協調會の調停運動が内々進められて現に辰夫は協調會の添田、大月氏等と會見もして居り、且つ添田氏は、天野千代丸初め、市長、警察部長等とも會見して相當話が進でゐなければならぬのである。

然るに、彼れ辰夫が一方に斯る調停運動があるにも拘らず何が故に或時は彼れ自身交渉の任に當り、今また大橋氏と斯の如き覺書まで作製して解決せんとするか?

當時これまた、調停運動に奔走せる眞下氏其他よりの情報によれば『辰夫は他人の手で解決するなら俺の手で解決したい』と云ふ氣分が充分にあると云ふここであつた。茲に於て我々もヨシ辰夫が眞に爭議を解決する意志があるなら我々も其の話に應じようと云ふことにした。而して爭議團を代表して南君は覺書案に對して右の如き回答をした。

▼解雇者の數を極力減ずること。　▼解雇者に對する手當及貸與すると云ふ金の額を近と云ふが如き曖昧なことでなく確然とすること。　▼爭議中の日給及爭議費用等に就ては會社の體面も考慮し嚴重に名目のことをかれこれ云わぬから相當のことをする事。　▼然して斯の如く細目に話をせず、引括めて總額幾何で話を決めては如何。　▼十二ヶ條の要求に就ては一應懇談の中に話を決めること。

而して此の回答と同樣の案を鈴木幸作氏にも人を介して内示した。

鈴木幸作氏の奔走
呆れた辰夫の態度と其の内幕!

罷業團のこの回答と内示案を見て大橋氏は辰夫等と會見し、鈴木氏また『コレナラ物になる』と、丁度開かれた樂器會社の重役會議に持ち出して解決のため話を進め樣とされ、大橋氏もまた重役會議席上に訪問交渉を進めんとせられた。然るに驚くべしこの覺書案を見た天野千代丸は烈火の如くに憤り、辰夫に向つて『何故にコンナ話を進めた!貴樣は俺の敵だッ!』と罵つた所か更に驚くべし再三大橋氏のみならず他にも同席者ある所にて紛せる彼の覺書案を『全然私は知らん』と稱して責任を回避したことである。彼れ語らずしてどうして大橋氏の知り得やう。

辰夫が言つたか言はぬか、若しそれ『野田氏との會見内容』及び次に現はれる『添田氏の調停案』を見れば一目瞭然である。即ち辰夫の大橋氏との間に取り決めた案なるものは決して架空なものでない。相當親父千代丸とも連絡ある彼等は二途かけてゐた然るに後で判る様に大橋氏との約束よりも相前後して出來上つた添田氏との調停案が少し値が安かつたからである。だからこそ安い話をせず高い話を定め樣とした辰夫は叱かられたのは當然であつたし、日本主義も利益の爲めには一言半句も出なかつた譯である。

此の事を銘記せよ!何日も調停か不調に終るのは決して、爭議團が頑固なためでなく、彼れ天野の斯の如き貪慾からである。

放火　ダイナマイト事件
爭議團中傷の逆宣傳!!

丁度その時である。會社の内外で小火があつた。小竹重役邸にダイナマイト事件が起つた。處が彼等官憲や資本家階級の者共は恰かも之等の事件が爭議團に責任があるかの如く逆宣傳をやり、鐵面皮にも樂器會社の社員を使嗾して爭議團の仕業だと逆宣傳を流布せしめたりして居る。だが考へて見よ、樂器會社の『小火』は村付の常習犯じやないか、また小竹はあのダイナマイト事件以後彼れの町内で夜警團を組織仕樣としたが町青年團諸君はコノ警備に出なかつたじやないか。『小竹のために疲れた體を寢ずに働けるか!』と、見よ!彼れに好意を寄せないのは爭議團だけでないのだ。何の證據があつて爭議團を傷つけんとするか!

爭議團員遂に怒る
罷業者は九拾日間堪へ忍んだのだ!!

爭議團は今日まで正に九十日間、總ゆる迫害と苦痛を堪へ忍んで來た。然るに、會社は、爭議團が自重すればする程ツケ上り、飽くまで頑迷なる態度を改めやうとはせず、官憲また資本家にへつらい徒らに爭議團を暴壓することによつて爭議團を破壞せんことのみに努力してゐる。

然して斯の大橋氏、辰夫、案の内容と、之に對する彼等天野一派の陋劣なる奸策を知つた爭議團員の血は遂に燃へた!!九十日間の隱忍を破つて迸しる血潮の飛沫だ!!官憲の彈壓は更に火に油を注ぐものである一個の天野の暴虐を抑へ得ざるに何の面目あつて人民の安寧を保持すると云ふか!

今日の不詳事は、彼れ等支配階級の責任である。況んや彼等支配階級か凡ゆる方法を以て爭議團員を此處に致らしめんと誘導した幾多の事實の存在するに於ておや!

添田氏の齎らした解決案と我が爭議團の態度
罷業團の云ふ處將たして是か否か

この混亂と怒濤の中に添田氏より拾餘日の奔走の末に成ると云はれる一つの案が示された。

▼會社は一旦解雇したる職工の中から會社現在の狀態により詮衡の上之れ(先に五百名と發表があつた)を採用し從來の勤續年數は通算す。

▼右採用者にして事情困難なる者には復職後に於て出來得る限り最善の方法により之れか救濟策を講ずること。

▼採用に至らざるものには、各自の勤續年數及賃銀を標準として總額に於て金二萬圓を支給す。

この大爭議を解決するに珍らしくも、突飛な、思ひ切つた案である!勿論この案で爭議が解決するなどとは夢にも想像されなかつたことであろう。

然し十數日間奔走の結果得たる解決案が斯の如くにして、之れ以上會社を讓歩せしめ得ざりしとせば添田氏の勞苦實に察するに餘りある。

今爭議團は九百名である。何人も一目して判明する如く此の案に依れば全員解雇されることになつてゐる。然して『採用』とか『復職』とか廻りクドイ言葉を使つて其の間を曖昧にし、更らに『採用に至らざる者』と稱して、結局、要求條項の一切を蹂躪し、然かも解雇手當九百名分を四百名分で誤魔化そうと云ふ誠に以て念の入つた強慾な天野でなければ考へ得られぬ案である。我等は今日の不詳事を惹起させせまいために如何に努力したか、如何に讓歩したか!

然し彼等頑迷なる資本家階級はコノ我々の誠意ある讓歩を何時も我等が弱音を吐いてゐるのだと、考へ違ひをしてゐたのである。

我等は既に今日まで讓歩の出來るだけはした。然し、モウ之れ以上斷じて退かぬ。七月二十日爭議團各班代表者會議はコノ解決案に對し

▼『總員解雇ならソレデ一切會社と緣切になつてゐるのだから總員解雇手當を出せ』と、而して　▼各班より一名宛の交渉委員を選び、右の方針で、斷乎として接衝することを決議した。

之等代表は、野田、中村、兩氏と共に同夜、添川氏と會見して右の趣旨を傳へた。今我々と會社との意見の相違は新聞紙の傳へるが如き弍拾萬圓、參拾萬圓と云ふ額で爭つてゐるのではない、僅々、數萬圓の問題なのである。

既に同志數拾名を犧牲にした。何の面目あつて之れ以上の讓歩が出來るか!

『罷業は既に九十日になる!』

之れ即ち爭議團が必死の覺悟で戰つてゐることを證するものなることは云ふ